平成２１年（フ）第１６３７号
仙台市青葉区八幡４丁目18番13号　松葉荘１－１
債務者　松崎　規夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３９号
宮城県亘理郡山元町山寺字北坪路10番地299
債務者　姉歯　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４４号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目23番地２
債務者　佐々木信枝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４５号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目23番地２
債務者　佐々木奈美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４７号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番12―101号
債務者　藤ケ森　健
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４８号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番12―101号
債務者　藤ケ森正義
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
水戸市見和３丁目663番地の17
債務者　田中　民江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
千葉県銚子市君ヶ浜8518番地の２
債務者　高木　理砂
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４０号
千葉県東金市南上宿13番地８　サンライズリーザ206
債務者　相澤　克洋
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４号
金沢市昌永町１番５号
債務者　松村　文雄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５４５号
金沢市昌永町１番５号
債務者　松村喜代枝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２８号
愛知県瀬戸市水南町125－１　ＰＡＬＡＣＥＰＩＶＯＴ－106、住民票上の住所愛知県瀬戸市汗干町５番地　大橋運輸社宅305
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５７号
愛知県知多市八幡字宗作29番地
債務者　當房　保宏
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２９号
名古屋市西区又穂町６丁目35番地　シュロス小川504号
債務者　岩澤　和雄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８８号
名古屋市西区枇杷島４丁目15番５号　桂荘３号
債務者　清水　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４７号
愛知県日進市藤塚３丁目544番地　シティハイムグリーン101
債務者　室原こと　室原　謙二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４号
滋賀県蒲生郡竜王町大字西横関205番地23
債務者　田中　政道
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大津地方裁判所彦根支部